

No.35



老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

2月8日の衆院選は、高市早苗・自民党の圧勝になりました。高市首相は、原発をエネルギー政策の中心に据え、老朽原発の再稼働を加速するとみられます。一方で、中部電力の浜岡原発データ不正が内部告発されました。大きな問題は、原子力規制委員会が不正を見抜く能力もやる気もないことです。私たちの裁判を通して、規制委員会の運転期間延長の安全審査・認可が違法であることを明らかにする意義はますます大きくなっています。

【案内】2/27 控訴審 第2回口頭弁論
控訴審も傍聴席をいっぱいに！

関西電力の老朽原発3基（高浜原発1、2号機、美浜原発3号機～運転開始から51年、50年、49年）の運転期間延長認可等の取り消しを求める老朽原発40年廃炉訴訟。昨年3月14日の一審超不当判決の過ちを正すべく名古屋高裁に控訴し、2月27日に第2回口頭弁論を迎えます。中部電力のデータ不正事件により、性善説に立って元データを確認しない原子力規制委員会の審査に問題があることは明らかです。高裁の裁判官が性善説で判断しないよう、傍聴席をいっぱいにして見守ってください。

なお、昨年12月16日付で、高浜事件を担当する高裁民事4部の中村さとみ裁判長が異動され、原克也裁判長が着任されました。

傍聴整理券交付情報は
SNSでお知らせします

関西電力老朽原発 高浜1,2号機&美浜3号機
延長認可等取消訴訟 控訴審第2回口頭弁論
2026年2月27日（金）名古屋高裁2号法廷
14:00～15:00 高浜事件

担当：名古屋高裁民事4部

15:30～16:30 美浜事件

担当：名古屋高裁民事1部

口頭陳述は、高浜・美浜両事件において同じ内容を陳述します。

控訴理由書（5）争点5「中性子照射脆化について」
老朽化総論：露木洋司弁護士

中性子照射脆化

破壊靭性遷移曲線の過小評価：小島寛司弁護士

PTS状態遷移曲線の過小評価：井上功務弁護士

記者会見＆報告集会 @桜華会館2階「梅の間」

裁判終了後、すぐに桜華会館に移動して1時間ほど行います。

記者会見＆報告集会Zoomあり

<https://x.gd/I7BKV>



【抗議！】1/21 許可済みの原発を停止し、不正を見抜けない原子力規制を徹底検証した上で、全ての審査やり直しを！



40年廃炉訴訟市民の会は、中部電力のデータ不正事件を受け、1月21日に原子力規制委員会に抗議・要請文を提出しました。

当訴訟では、中性子照射脆化の評価の元となる監視試験片の原データを原子力規制委員会が確認もせず、関西電力の評価結果をうのみにして認可していましたが、訴訟の中で明らかとなりました。これに対し、原子力規制委員会が原データを確認しなくても問題がないとした理由の一つが、事業者に品質保証を課しているからとしたものです。そして、1審名古屋地裁は、これを追認していました。

しかし、そのような原子力規制が機能していなかったことが今回の事件で確認されました。ところが、規制委は、中部電力以外の事業者に対しては注意喚起にとどめ、事態の深刻さを認識できていません。

そこで、これまでに許可した原発を停止し、第三者委員会の設置を含む徹底検証を行った上で全ての審査のやり直しを求めました。

個人や団体で、原子力規制委員会に声を届けてくださいますよう呼びかけます。

抗議・要請文はホームページに掲載。



【報告】2/6 進行協議で控訴理由書のプレゼン



2月6日、当訴訟の名古屋高裁民事第4部と第1部の合同進行協議期日において、私たちの弁護団は、控訴理由書の争点のうち、地震、電気ケーブル（老朽化）、火山、使用済み核燃料の審査不存在について、プレゼンを行いました。

控訴審は高浜事件と美浜事件で担当裁判官が違うので、口頭弁論では、同じ争点のプレゼンをそれぞれの

法廷で行うため、裁判の進行に時間がかかってしまいます（1審では、高浜事件と美浜事件と同じ裁判官が担当していたので、高浜と美浜で争点を振り分けてプレゼンをしていました）。

また、1審のように長い年月をかけて、何人も裁判官が替わってしまい、最初の頃にした主張が、判決時の裁判官に直接届かなくなってしまうのも得策ではないという判断もあり（老朽原発が超老朽原発になってしまい、危険性が高まっています！）、非公開の場ではありますが、進行協議でまとめてプレゼンを実施しました。残る中性子照射脆化について、2月27日の口頭弁論でプレゼンを行います。

進行協議は原告は出席できるので、市民の会の草地共同代表が出席しました。控訴人（原告）側の弁護団10名、被控訴人（被告）側4名、関電からも約10名が参加。名古屋高裁の10階の法廷に大型モニターが持ち込まれており、スライド資料を投影しながら、控訴人側が控訴理由書のプレゼンを行いました。普段の口頭弁論のような形で進みました。法廷を使うとわかっているれば、控訴人の出席希望者をもっと募ってもよかったです。

弁護団は、1審判決の誤りを中心に熱心に裁判官に説明しました（地震、電気ケーブル、使用済み核燃料については、通信№33（2025.9.5）の控訴理由書のポイント参照。火山については後掲）。

裁判官は、時折、頷きながら耳を傾けていました。ただ、説明に対して質問はしませんでした。どこまで裁判官が理解したか気になります。関電社員には居眠りしている人もいました。10名もの社員が何のために来たのでしょうか。

この後は、2月20日に裁判の進行についての進行協議が設定されています。

前掲の通り、2月27日に第2回口頭弁論、第3回は6月です。ご参加よろしくお願ひいたします。

【控訴審 次の日程】

第3回口頭弁論

2026年6月3日（水）名古屋高裁2号法廷

14:00～15:00 高浜事件

15:30～16:30 美浜事件

記者会見＆報告集会 桜華会館 富士桜



【説明】控訴理由書のポイント解説 前号からの続き
争点4 火山事象に係る処分の違法性について

本件原発では、鳥取県の大山で約8万年前に起きた大山生竹テフラ（DNP）噴火規模を想定して原発に及ぼす影響を評価しています。その噴出物量は約11km³、火山灰層厚は高浜原発で27cm、美浜原発で22cmと想定されています。実は、延長認可時は約5km³、どちらの原発も10cmという過小評価の想定でした。過去

の文献（1989年）で京都市越畠地点で30cmの層厚が記録されていたのに、これを見逃していたのです。2019年に原子力規制委員会は、噴火規模を引き上げ、これに適合するよう関電に設置変更許可申請を求める（バックフィット命令。基準に不適合の状態となったのに、原発の停止は命じなかった。→別途、停止を求めてバックフィット訴訟を提起。HP参照。）

しかし、大山で過去に起きたとわかっている噴火のうち、DNPは最大ではありません。最大は約5万5千年前に起きた大山倉吉テフラ（DKP）噴火で、噴出物量は約30km³、火山灰層厚は高浜原発で100cm近くになると想定されます。

火山学者の多くが、現在の火山学の水準では、噴火の時期や規模を適確に予知、予測することはできないと言います。そうであれば、少なくとも過去に起きた最大規模の噴火を想定すべきなのに、それすらしていないのです。



1審名古屋地裁判決の誤り

＜認定事実に多数の事実誤認、

結論に不利な事実は認定すらしない＞

▶原判決は、基本的に、被告・国の証拠を用いて事実認定をしているため、火山学の水準を誤った事実認定を行っている。

原判決は、規制委が裁判対策用に作成した「新規制基準の考え方」に依拠して、「火山ガイドの策定に当たり、原子力規制委員会は、そもそも、現在の火山学の水準では火山噴火の時期や規模を的確に予知、予測することまではできることを前提とした上で、現在の火山学の知見に照らせば、可能な限りの調査を尽くすことにより、運用期間中（注：「運転」ではない。原発に核燃料物質が存在する期間）における活動可能性や設計対応不可能な火山事象の到達可能性が十分に小さいといえるか否かなどといった評価を行うことまでは可能であり、その限りでの評価に基づいて安全面に十分配慮した規制を行っていくことが科学的かつ合理的であるとの基本的立場を探っている」とした。しかし、本件原発の審査で用いられた火山ガイド（平成25年火山ガイド）が、噴火の時期や規模を相当前の時点での確に予測できる、つまり、モニタリング等によって、核燃料搬出のために必要となる期間を確保できるほど前の時点（十数年程度）で、噴火の予兆を捉えることができるることを前提としていたことは、当時の議事録や、当時の職員の証人尋問（別の訴訟）から明らか。

また、「時期や規模を的確に予知、予測する」ことができないのに、「活動可能性が十分小さいことを評価する」ことができるのか？言葉遊びでごまかしているに過ぎない。

▶ 判決の結論に不利な事実を認定していない（原告提出の証拠を無視）。特に、平成25年火山ガイドの制定経緯、令和元年火山ガイドの改正経緯、秘密会議の

問題、地下構造探査に関する専門家の知見をまとめて認定していない。

特に秘密会議*の問題は、何度も取り上げてきた。よほど都合が悪いのか。

*規制委は、大山の噴火規模引き上げによるバックフィットの方針を秘密会議で事実上決めていた（本来は公開の委員会で議論し決定すべきこと）。毎日新聞のスクープで発覚。しかも、基準不適合として原発差止訴訟で不利にならぬように、関電に自発的に対応させようとしていた（関電が従わず、結局、命令を発出）。

〈処分時に用いていないガイドが審査基準になる？〉

本件原発の審査で用いられた火山ガイドは、「平成25年火山ガイド」だが、原判決は、規制委が裁判対策で改正した令和元年火山ガイド*を持ち出し、「令和元年火山ガイドにより改正された部分については、その規定の文言そのものが具体的審査基準となるのではなく、審査実務に用いられた考え方へ応じて具体的審査基準に該当すると認められる」とした。これでは、基準を明文化する意味がない。基準を、原発の実態に合わせていくらでも捻じ曲げて運用できてしまう。違法行為の既成事実化である。

*噴火の時期及び程度が相当前の時点で相当程度の正確さで予測できることを前提としている「平成25年火山ガイド」は不合理とする司法判断が相次いだことから、規制委は「設計対応不可能な火山事象が発生する時期及びその規模を的確に予測できることを前提とするものではなく、現在の火山学の知見に照らして現在の火山の状態を評価するものである」とする記載を新設した。

〈過去最大・大山倉吉テフラ（DKP）噴火の不考慮を追認、大山生竹テフラ（DNP）噴火の過小評価〉

► そもそもDKPの噴火可能性が十分小さいという評価は不可能。地下構造探査に関する専門家の知見を認定していないことが原因と考えられる。

► DNPの噴火規模11km³の算出はHayakawa法を用いているが、Hayakawa法は、平均値を用いる計算方法。「これ以上の層厚にはならない」という設計基準層厚を設定するのに、平均値を用いることは不合理である。

〈層厚と気中降下火碎物濃度について〉

► 火山灰の最大層厚想定と気中降下火碎物濃度想定において、Tephra2というシミュレーションソフトを用いている。原判決は、Tephra2を用いたことが不合理とは言えないとしたが、同ソフトはVEI4以下程度の小規模噴火に有用なソフトで、VEI6のDNPは適用除外である。

40年廃炉訴訟市民の会は、名古屋からバスを出して21人が参加しました。全国各地から高浜町文化会館に約400人が集まりました。特に、乾式貯蔵施設建設に同意しないよう、福井県知事・議会に求める声を上げました。集会のあとは高浜町内をパレード。町民の方々が見守って手を振ってくださったりすることもあり、心強いです。

次は大阪集会です。ぜひご参加ください。

あした
6.7 原発のない明日を！全国集会 in おおさか
～原発依存を加速する政権ゆるすな～

2026年6月7日（日）午後 大阪市内で開催
主催：老朽原発うごかすな！実行委員会



□ 【報告】1/24 「福島原発事故・刑事裁判報告の集い～東京電力旧経営陣が無罪でいいのか～」に協力

福島原発刑事訴訟支援団と福島原発告訴団・中部が主催した集会に、40年廃炉訴訟市民の会も協力団体として参加しました。

武藤類子さん（福島原発告訴団団長）と海渡雄一弁護士（福島原発刑事訴訟の被害者代理人）から、東京電力の刑事責任を問う裁判にどのように取り組んできたか、この裁判によって明らかになったことの意義、でも、まだまだ事故の全容が明らかになっていないこと、そして今、福島で行われている“復興”的実態などが報告されました。

海渡弁護士は、中部電力の浜岡原発基準地震動のデータ不正事件にも触れ、「不正を発見できなかったにもかかわらず、他の電力には不正の兆候はない」と断定する規制委は、能力だけでなく、やる気もないと言わざるを得ない」と断じました。

市民の会の草地共同代表も連帯アピールに登壇しました。

武藤さんと海渡弁護士の資料はこちらから。

<https://x.gd/ByZ6J>



□ 【不当決定】美浜3号機、高浜1～4号機運転禁止仮処分
即時抗告審@名古屋高裁金沢支部
司法の役割を自ら限定、震源極近傍に一言も触れず

福井県の住民らが申し立てた老朽原発美浜3号機（2023年1月申し立て）と高浜1～4号機（2022年5月申し立て）の運転禁止仮処分は、2024年3月29日に福

□ 【報告】11.30 原発つづけるための乾式貯蔵 NO !
全国集会@高浜～使用済み核燃料の行き場はない～

井地裁により棄却されたため、名古屋高裁金沢支部に即時抗告していました。昨年11月28日、同支部（大野和明裁判長、升川智道裁判官、山田兼司裁判官）は、住民の訴えを棄却する極めて不当な決定を出しました。

決定文はわずか17ページしかなく、そのうち裁判所の判断の部分は12ページ程度。美浜と高浜と内容がほぼ同じで、裁判官が真剣に向き合ったのか疑わざるを得ない決定でした。

・金沢支部は、我が国の原子力の法体系は、東電福島原発事故の経験を踏まえても原発を推進するとしているので、それを前提として検討すべきで、専門性や民主的基盤を持たない裁判所の役割は限定的なものだから、原発差し止めを命じるためには具体的な危険が存在することが必要とした。

井戸謙一弁護士「立法府や行政府は基本的に多数決で決まるので、多数者によって権利侵害される少数者の権利救済ができない。立法府や行政府に従わないことが必要なのに、裁判所には民主的基盤がないから従うと言ってしまっては司法の存在意義がなくなってしまう。」

・これまで多くの裁判所は伊方最高裁判決の趣旨に従って、基準が不合理であれば具体的な危険がある、適合判断が不合理であれば具体的な危険があるという枠組みをとり、圧倒的に情報を持つ国や事業者に不合理でないとの立証責任を課してきたが、金沢支部は具体的な危険の定義づけもしない上、住民側に全面的に立証責任を負わせた。そして、住民側の主張をことごとく抽象的危険に過ぎないと切り捨てた。

・美浜3号機の震源極近傍問題（新規制基準では、震源が原発の極近傍にある場合、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定することが定められたが、これがなされていない）について、住民側は原決定（福井地裁）の誤りについての主張、立証にかなり力を入れたのに、金沢支部は1行も触れていない。

井戸謙一弁護士「極めて失礼だし、この事件に向きてきっちり判断しようという姿勢がうかがえない」

・金沢支部は、東電福島原発事故の国賠訴訟最高裁判決（2022年6月17日）が対策をしても事故は防げなかったとし、東電刑事裁判最高裁判決（2025年3月5日）が巨大津波は予見できなかったとしたことを挙げて、「今後も同様の想定外の事態により重大な原発事故が発生する可能性を完全に否定することはできない」が、それでも原発を推進するのが我が国の法体系なので、地震動の予測に不確かさを伴うとしても、新規制基準がそのような不確かさを踏まえた上で、十分に保守的に考慮した地震動評価を前提としている限り、不合理とはいえないとした。

その基準すら守っていないのが美浜3号機の震源極近傍問題なのに、決定では全く言及なし！

・2024年10月に発生した美浜3号機の海水配管減

肉事故（12mmの厚さの鋼鉄製の配管がわずか10ヶ月半程度で減肉して穴が空いた。原発は13ヶ月運転して定期検査を行うので、定期検査で未然に気づいて防止することができない事故）については、放射性物質が流れている配管ではないとか、関電の分析や対策を規制委は特段問題にしていないとして具体的な危険性はないとして判断。

・金沢支部は能登半島地震の被害を体感できる距離で、避難計画が機能しないことは目の当たりにしたので、それを詳しく主張したが、避難計画の中身について判断をしなかった。

高浜原発の抗告人の中島哲彦さんは、「3.11の悲劇を繰り返すな！」という思いで訴えてきた。裁判長が能登半島地震後に現地を見に行ったと言っていたので期待したが残念。」と肩を落としました。

後日、住民側は最高裁への特別抗告は断念しました。

□ 【不当判決】関電原発全基運転差止訴訟@大津地裁 東電福島原発事故の被害に言及なし



2013年12月24日に滋賀、京都、大阪などの住民が大津地裁に提訴した関西電力の原発全基（高浜1～4号機、大飯3,4号機、美浜3号機）

運転差し止め訴訟。13年の年月を費やすも、2025年12月25日、大津地裁（池田聰介裁判長、島田正人裁判官、中村隼太裁判官）は、原告の請求を退けました。なぜか理由も告げず裁判長が欠席。右陪席裁判官が主文だけを述べて、あっという間に退廷したそうです。

判決は、この間の原発訴訟判決の悪しき流れに追隨していました。

・「この450頁に及ぶ判決の中に福島第一原発事故の被害についての記述は一行もない。原発事故の被害の深刻さ、悲惨さを裁判官が自覚した上での判決とは思えない。」（原告団・弁護団声明）

・井戸謙一弁護士「どれだけの安全性を原発に求めるのかという社会通念は住民が決めるところなのに、判決は、原子力規制委員会が社会通念を判断するとした。司法は専門家の判断を尊重するという考え方はある。しかし、原子力規制委員会に市民がどのくらいの安全性を原発に求めているかという社会通念の専門家はない。」

・井戸謙一弁護士「個々の論点の判断が極めて薄っぺらい。被告の主張を持ち出して『不合理とまでは言えない』として原告の主張を退けた。裁判所が独自で考えた形跡が見えない。」

原告側は1月8日に大阪高裁に控訴しました。

【toold40 インタビュー】

原告・菅野みづえ（元浪江町民）
こったら苦労、二度とさせてはなんねえ！



菅野みづえは、浪江町の西の端・津島地区、東電福島第一原発から 27km に住んでいた。2011年3月11日、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生。稼働中だった福島第一原発1,2,3号機（4,5,6号機は定期検査中で停止していた）は、地震

の揺れを受けて自動停止はしたものの、送電線倒壊により外部電源を失い、非常用ディーゼル発電機による原子炉冷却に頼る状況だった。

火力発電であれば、発電を停止して火を消せばすぐに発熱は止まるが、原発は運転停止したあとも核燃料が崩壊熱を発生し続けるため冷やし続けなくてはならない。

だが、地震から約50分後に大津波が襲来。地下に設置していた非常用ディーゼル発電機や電源盤が水没して全ての電源が断たれてしまう（1号機については、津波襲来前に全電源喪失に至った可能性が指摘されている）。

1号機は3月11日に核燃料のメルトダウンが始まり、12日に格納容器圧力を抑えるためにベント（放射性蒸気の放出）を行ったが、水素爆発を起こした。

3月14日の3号機爆発はより大きく、キノコ雲が立ち上る映像は、全国に強い衝撃を与えた。

菅野たちは27kmの距離でも爆発音を聞いた。「何かが起こった？！」この世の終わりかと思った。町民たちは、唯一の情報源のテレビを確認しようとしたが、全国の人たちが見ていた爆発の映像を、地元の人たちは見ていなかった。NHKはわざわざ、原発の映像から海の画面に切り替えたのだ。

大きな放射性プルームができた最大の原因是、意外にも、爆発映像のない2号機だった。3月15日、2号機のサブレッションチェンバー（圧力抑制室）が爆発・損傷し、原発の「最後の防壁」格納容器が破損、その結果、直接、放射性物質が放出されたと推定されている。

（1,3号機のベントでも大量の放射性物質が放出されたが、それでも、放射性物質を圧力抑制プールで一部除去した放出だった。2号機はベントに失敗。）

<防護服のなぞの男たち>

この時、普段の人口約500人の浪江町津島地区には、11,500人が避難していた。大量の放射性物質を運ぶプルームが3月15日ごろに浪江町方向に来ることを、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測システム）が

予測していたのに、当時の政府はこの情報を知らせなかつた。

津島地区に、なぞの男たちが車で通りかかった。全身、防護服で身を固めていた。彼らはどこかへ行く途中、カーブを曲がったら、たくさんの人たちが屋外にウロウロいるのでびっくりしたのだろう。何か叫んでいる。車の窓を閉めたままなので、最初、聞き取れなかつた。やっと聞こえた。「どうして、こんな所にいる？！頼む！逃げてくれ！」その声は泣いているようにも聞こえた。私たちは知らなかつた、とんでもない外部被ばくをしていたことを。

避難者を受け入れる時、体や衣服をサーベーメーター（放射線測定器）で測るスクリーニング（表面汚染検査）が行われた。緊急時の除染基準は1万3000CPM（一分間に放射線を検出した回数）とされた。あとから知ったのは、サーベーメーターがあまりに振り切れるので、県は3月12日に基準を4万CPMに引き上げた。これを超えると、上着を没収されたりした。さらに、それでも振り切れるので、被ばくを理解せず勝手に、基準を10万CPMに引き上げた。

3月13日、従妹のスクリーニングで、サーベーメーターの針が振り切れた。基準の1万3000CPMを超えたんだと思ったが、実はあの時私たちは、10万CPMを超える極めて高い放射性汚染に晒されていたのだ。

<年寄りが残ったら、若いモンが逃げられないべ>

菅野の家には、浪江町の親戚や友人や、その知り合い25人が身を寄せていた。3月12日に1号機爆発の音を聞いて菅野たちは、これからのために白菜やほうれん草を収穫しておこうとした。一応、防護のためにビニールのゴミ袋をかぶりながら。山からの流しっぱなしの引水で野菜を洗った。放射性物質は海の方へ流れたと、みんな思っていたから。しかし、山も里も汚染物質が大量に浮遊していたのだ。今思えば、この3月、空気がスターダストのようにキラキラ光るのを見た。肌がちくちくして白く粉を吹いた。空気が金氣臭い味をした。

菅野たちは、もっと遠くへ避難するか迷った。「逃げたくない」という年寄りらを、従妹たちが説得した。

「おらたちが残ったら、若いモンが逃げられないべ。」ゼロ歳と2歳の子どもを抱える親子に、一緒に避難してきた同じアパートの人が「おめえ、おらの車を使え。おら、避難バスに乗る。車はいつか返してくれたらいい。」と言ってくれたそうだ。「子どもは地域の宝」だからと。おかげで彼らは、山形へ逃げることができた。

料理人の菅野の息子は、炊き出しボランティアとして浪江町に残った。病院や施設から避難してきた患者や重度障害の人のために、流動食を作る必要があったのだ。「おかん今まで何と言って育てて来たんや！今

までの事は嘘やったんか！若い俺の命と流動食の病人の命とどっちが大切なんて選べんのか！」 息子は、全町避難命令が出るまで浪江町でボランティアをした。

＜本当に怖い、イノベーション・コスト構想＞

福島で進んでいる「イノベーション・コスト構想」は本当に怖いと思う。監視する人のいなくなった土地。安価に取得した土地で、復興予算から巨額の資金を投じて国家戦略を推進する。地元住民の生活再建と関係ないプロジェクトばかり。無人機（ドローン）、ロボット、AI制御、センサー・通信、宇宙・航空は、すべて軍事利用できる。政府の目論見を想像してしまう。北陸には原発が立ち並ぶが、事故が起こっても広大な土地が空けば、仮想敵国を想定した国家戦略を実行できると目論んでないか？

農水産業については、浜通りに企業・大法人が参入して、ICT・ロボット導入など新たなモデルを展開しようとしている。サツマイモは、地球温暖化で福島は一大産地になると言い、玉ねぎは、年間とおして供給できるよう、休眠状態にする冷蔵倉庫を設置した。水産業は、遺伝子組み換えの陸上養殖が始まっている。最大の問題は、農水産物の安全性への信頼だ。

広告代理店・電通は、「風評被害」という言葉を爆発的に広げた。「過剰反応するな」 アイドルグループTOKIOに「福島の果物は美味しいよ」と言わせる。「安全だ」というとかえって不安を呼ぶから「美味しい」と言うのだ。

＜復興を美化する語り部活動、事故は福島だけと刷り込む＞

住民による「涙の復興物語」が全国で行われている。原発事故から「雄々しく立ち上がった」「負けていない」と明るく福島弁で語らせる。菅野が神戸で聞いた元校長の語りは、聴衆をみな泣かせた。「食べて応援しよう、旅行して応援しよう」と思わせる。また、過剰な福島弁の語り部活動は、復興を美化すると同時に、原発事故は福島だけの事と刷り込む。そして、被ばくについても決して語らない。

菅野たちは、不安の中、結局6回も避難場所を転々として、今は兵庫県に住んでいる。息子は甲状腺検査でA2判定が出たが、「経過観察レベル、問題ない」と言われた。しかし、子供と女性は、放射能への感受性が成人男性と比較して6倍と言われる。現在、甲状腺がんと確定した子ども（当時18歳以下）は300人を超え、「悪性または悪性疑い」を含めると400人前後だ。

もうひとつ悔しいのは、うちの孫が都会の子供として、知らない人と話しちゃだめと教えられていることだ。もし原発事故がなかったら、浪江町の地域で大切に育ててもらっただろう。それがあたり前だということを、この子らは知らないのだ。

＜福島で起きたことは、明日のあなた達のことかもしれない＞

菅野は「フクシマを忘れるな」という言葉に反発を覚える。終わってもいよいよ忘れるか？！火が燃えている時に、火事であることを忘れないだろう。原子力災害対策特別措置法による、原発事故緊急事態宣言が出されたままだ。田舎の人の命は価値が低いのかと怒りがこみ上げる。原発事故は福島だけの問題ではない。関東のどこにもブルームは届いているのだ。この事故は、東電が起こした公害だ。森永ヒ素ミルク事件や他の企業公害と同じだ。東電には社会的責任がある。

こったら苦労、二度とさせてはなんねえ！今年3月28日に、40年廃炉訴訟市民の会の総会で、「福島で起きたことは、明日のあなた達のことかもしれない」と報告させていただきたいと思う。

【お知らせ】4/20 若者気候訴訟第6回口頭弁論

1月8日の第5回口頭弁論で、原告の川崎彩子さんが怒ったのは、コマーシャル「CO2を出さない火」は、石炭火力にアンモニア混焼すればCO2削減できると思わせる嘘だからです。また、原告弁護団は地球温暖化による熱中症の増加など健康被害がすでに増えていることを陳述しました。

第6回口頭弁論では、被告側が「1.5℃目標など国際合意は国の法律ではない」と反論しているので、原告側は再反論を強める予定です。報告集会に先立つ交流会では、若い原告たちと支援者が楽しく有意義な時間を過ごします。たくさんのご参加をお願いします。

【第6回口頭弁論期日】

2026年4月20日(月) @名古屋地裁

13:15~13:30頃 傍聴整理券配布

13:45~ 入廷行動

14:30~ 口頭弁論期日

【報告会】(オンライン配信あり) @桜華会館 松の間
16:00頃～17:30頃(予定)

詳細 <https://youth4cj.jp/>

【お知らせ】6/1 第6回口頭弁論

「地域手当格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟

竹内浩史裁判官（現・弁護士）が、報酬の地域手当格差や露骨な昇格昇給差別を違憲として訴えた「地域手当訴訟は2月9日に第5回頭弁論が開かれました。

前回の口頭弁論で松田敦子裁判長は、原告に対しては、地域手当制度が違憲無効の場合、差額算定の根拠式を明確にするよう求めました。被告に対しては、地域手当が報酬に当たらないとすれば何なのか、また、原告が判事3号のまま昇給していない状況が非常に珍

しいとなると何か理由があるのか、原告と同じような状況の裁判官がどのくらいいるのか(10期程度分の裁判官で、判事3,4号で定年又は定年に近い年齢で退官した人数と割合)説明するよう求めました。

これに対して原告は、地域手当は憲法 14 条 1 項の平等原則に反して違憲であり、その是正にあたって、差別された側に合わせるのは許されず、かと言って、最高率である 20%を一律支給するのも財政上困難と思われる。そこで、国家公務員全体の勤務実態を踏まえ、支給率の加重平均を基準とすれば、大都市圏勤務者が多数を占める現状から 16%程度を平均相当額とするのが妥当と主張しました。

被告は、裁判官からの求めに正面から答えませんでした。地域手当の本質が何かを説明せず、なぜか聞かれてもいいのに 10 年間（2015～2024）で退官した裁判官のうち、所長等の役職経験者が 285 名であるのに対し、未経験は 425 名、定年退官者に限ると経験者 193 名、未経験者 80 名で、3 割近くが所長等の職を経験していないので、竹内さんが特異な例とは言えないなどと主張しました。

弁護団の北村事務局長が、昨年から原告が求釈明していることでもあるとして、速やかに明らかにするよう被告に強く求めたところ、裁判長も被告に対して、地域手当とは何か端的に答えてほしい、また、所長等と判事3,4号の関連性を説明できるならしてほしいと被告に求め、被告は検討すると答えました。

被告は、所長は公開情報だが、俸給は公開しておらず、個人が特定されかねないと言います。前述によれば 10 年間で定年退官した裁判官のうち所長等未経験者は 80 名、竹内さんは特異な例ではないと言いつつ、80 名のうち、判事 3,4 号の裁判官は個人が特定されるほど少ないとのことなのでしょうか。

訴訟のサイトは公共訴訟 CALL4 内に→



第6回 口頭弁論

2026年6月1日(月) 14:00 名古屋地裁1号法廷
お問い合わせ:「地域手当格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟 弁護団事務局長 北村 栄
名古屋第一法律事務所 TEL 052-211-2236(代)

が本訴訟の担当から外れるよう回避を要請し、忌避も申し立てましたがいずれも退けられました。

そして、本年1月22日、第一小法廷は、同様に上告していた他地域の訴訟とともに上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないと決定を出しました。上告不受理の理由すら示さない、三行半(みくだりはん)の通知でした。

だまっちゃんおれん！人権侵害訴訟愛知・岐阜原告団と同弁護団は、「最高裁判所第一小法廷による1.22不當決定に抗議し、原子力発電所利害関係者を排除した行政・司法を求める声明」を出し、「司法は、行政を監視してこそ三権の一翼としての存在意義があるにもかかわらず、規制権限を適切に行使しなかった行政の怠慢を免責することは、司法の自殺にほかならない。」と抗議しました。また、中部電力がデータねつ造事件の第三者委員会構成員にTMI総合法律事務所所属弁護士を採用したことにも触れ、原子力業界の代弁者である法律事務所の弁護士に第三者としての資格はないと指摘しました。

【今年の3.11集会&デモ】東電福島原発事故から15年

3/7 (土) さよなら原発パレード in ぎふ (小雨決行)
「フクシマ事故から 15 年 人類は核と共存できない」
10:30~ 集会 清水緑地公園 (JR 岐阜駅すぐ南側)
発言: 被ばくを考える岐阜被爆二世の会、ぎふ 3.11 当事者会
11:00~ パレード
主催: さよなら原発・ぎふ

3/8(日) 3.11原発ゼロ NAGOYA ACTION (雨天決行)

13:00 ブース出展

14:00 集会開始@矢場公園 (ナディアパーク南)
黙とう、各団体からのアピール

演奏ヨルニナ、各政党からのアピール

15:30 デモ出発

SOUND DEMO: 伊藤英嗣、防災訓練

主催: 原発ゼロ NAGOYA ACTION



3/8 (日) さようなら原発三重パレード 2026
場所: 松阪市 農業屋Community文化センター
入場: 無料
<屋外>11:00~12:35
<屋内>13:00~15:00
<パレード>15:00~
主催: さようなら原発三重パレード 2026 実行委員会

3/11 (水) 3.11 集会 デモ

「それでも原発に依存していきたい この世／政治の狂気に震える」

18:30 集会・デモ@久屋大通公園・光の広場
主催:だまっちゃんれん!原発事故人権損害訴訟・愛知岐阜



【不当な上告棄却】1/22 最高裁が門前払い！ 東京電力福島第一原発事故損害賠償請求訴訟

東電福島原発事故により愛知、岐阜に避難された方々の原発事故損害賠償請求訴訟（原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜、だまっちゃんおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜）は、1審に引き続き国の責任を認めなかった名古屋高裁判決（2023年11月22日）を不服とし、最高裁に上告していました。係属した最高裁第一小法廷の5人の裁判官のうち宮川美津子裁判官は、名古屋高裁の控訴審で東電の代理人を務めていたTMI 総合法律事務所出身のため、上告人は宮川裁判官

□
【案内】老朽原発40年廃炉訴訟市民の会
3/28 第10回総会&福島報告：菅野みずえさん

2026年3月28日（土）13:30～16:45
WINC あいち12階 1204（名古屋駅桜通口徒歩5分）
参加無料・カンパ歓迎
会員でなくてもどなたでもご参加歓迎
Zoomでご参加の方はこちらからご登録ください

<https://x.gd/pKIQv>



第1部 13:30～14:20 総会

第2部 14:30～

・福島報告 菅野みずえさん（原告）

「福島で起きたことは

明日のあなた達のことかもしれない」

菅野さんは、2011年3月11日の東電福島第一原発事故により、被ばくと避難を余儀なくされました。現在も兵庫県で避難生活を送っています。菅野さんの自宅があった浪江町の地域は、強い汚染のため帰還困難区域となっています。

・北村栄弁護団長のお話

□
【お願い】2026年度会費納入をお願いします！

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2026年度も引き続きご支援をお願いします。会費は2,000円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）2025年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

*新しく会員募集リーフレット作りました。配布してくださる方は市民の会事務局にご連絡ください！

会費・カンパのお振込み先

【郵便振替口座】

口座番号：00810-0-153748

口座名義：40年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

【ゆうちょ口座間、他銀行から】

金融機関コード：9900（ゆうちょ銀行）

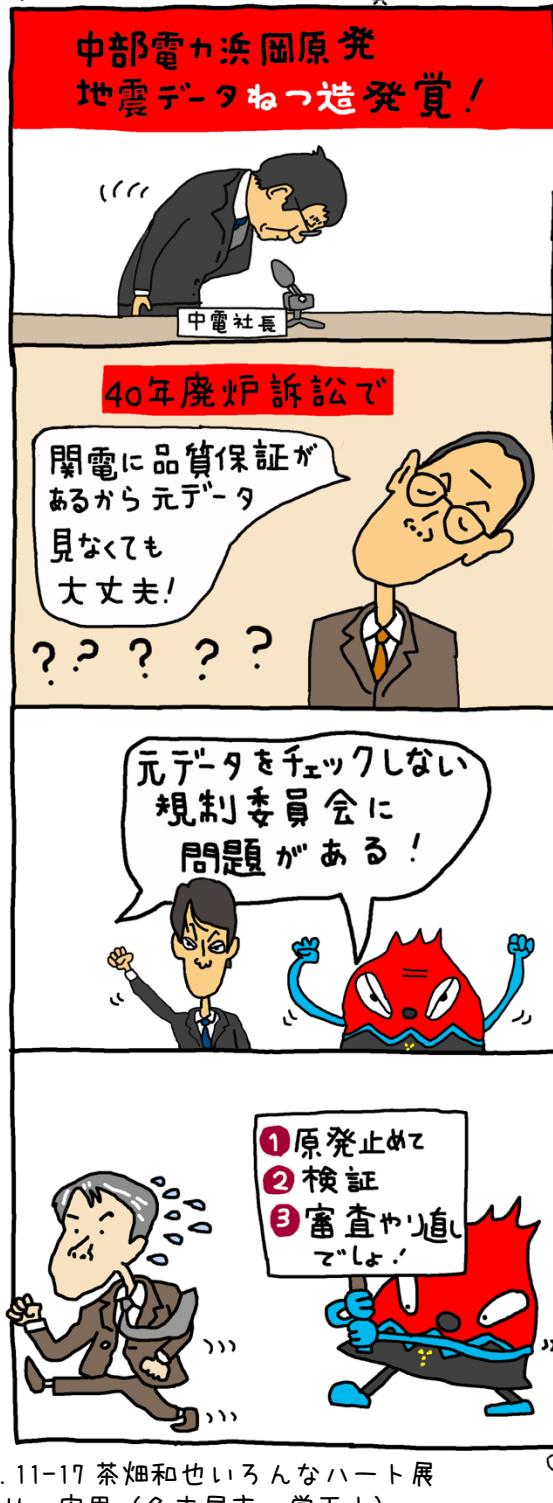
店番号：089

当座預金

店名：〇八九店（ゼロハチキュウ店）

口座番号：0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。



2026.3.11-17 茶畠和也いろんなハート展
ギャラリー安里（名古屋市・覚王山）

東日本大震災後の2011年3月28日より毎日1つ
描きはじめたハートの展覧会。今年で15年に。
でも、今なお、原子力緊急事態宣言中です。

【デンジャラスくん通信 発行責任】

★老朽原発40年廃炉訴訟市民の会★

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL: 080-9495-9414

E-mail: toold40citizens@gmail.com

HP: <http://toold-40-takahama.com/people/>
FB、Instagram、TwitterなどはHPからどうぞ

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会